

所沢市産後ケア事業安全管理マニュアル

令和6年12月27日策定

令和7年11月4日改定

1 目的

所沢市産後ケア事業実施要綱に基づき実施する所沢市産後ケア事業について、適切な安全管理体制を整え事故防止対策等を行うことにより母子が安心して産後ケア事業を利用できる環境を整えることを目的とする。

2 安全管理のための基本的事項

市及び実施事業者が事故防止策や安全対策、緊急時の対応方法について、本マニュアルに基づき共通の認識の下、実施事業者毎に作成した産後ケア事業に関する安全管理マニュアルや事業実施中の事故等に備えた対応マニュアルに沿って事業を実施することで本市産後ケア事業の安全管理体制を構築する。

実施事業者が作成する安全管理マニュアル等は、本マニュアル及び「産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン（令和7年3月28日こ成母第402号）」「産後ケア事業の実施について（令和7年3月26日こ成母第228号）」等を踏まえ、事故防止及び安全対策、児を預かる場合の留意事項、緊急時の対応体制、重大事案等発生時の対応等の事項を盛り込むこととする。産後ケア事業専用のマニュアルでなくても、必要事項が網羅されていれば、実施事業者の既存マニュアル（医療機関としてのマニュアル等）を準用することも差し支えない。

なお、本市の産後ケア事業の事故予防及び安全対策については、本マニュアルを基本とするが、施設の整備等の実情に応じて定めた実施事業者の安全管理マニュアルを優先的に適応することも可とする。

また、事故等やインシデント発生時には、実施事業者は市へ速やかに報告し、市は原因分析を行い、再発の防止に努めるよう指導するとともに、他の実施事業者へインシデント等の情報共有を行う。

3 安全管理体制の定期確認

安全管理の実施状況確認のため、市は定期的に実施事業者の安全管理体制等について確認を行う。なお、実施事業者において安全管理体制に不備が確認された場合には、早急に是正対応策を講じとともに、市へ対応策について報告を行う。

4 事故防止及び安全対策

利用者の状況や、利用者の児の月齢、実施施設の設備、食事提供の有無等に合わせて、安全管理上留意すべき点を実施事業者において明確にし、実施事業者が作成する安全管理マニュアル等に盛り込むとともに適切な事故防止策及び安全対策を講じること。特に以下の項目について十分に留意すること。

また、事故防止については利用者の母の協力や対応も必要なことから、利用開始前に必要な事故防止策等について、説明を行うこと。

(1) 乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）防止策

産後ケア施設は児にとっての不慣れな環境となるため、母子分離の対応をする際には、できる限り母子共に産後ケア施設に慣れる時間を確保した上で、母子分離の対応をとること。また実施事業者は、利用開始時に児の体調及び母の心身の状況等のチェックを行い書面等に記録し実施事業者の関係職員で共有するとともに、利用中も定期的に児の体位、呼吸状態、顔色等の状況等を確認、記録すること。児の体位は常時仰向けになるよう留意すること。

なお、乳幼児用体動センサーの利用の有無に関わらず、常に母子に即時に対応できる職員を配置するとともに、児に対しては目視や腹部などに手を軽く添える等、実際に職員が定期観察を行うこと。

(2) 窒息防止策

寝具は児の体格に適した大きさのもので、敷布団・マットレス・枕は固めのものを使うこと。コットもしくはベビーベッドに、ぬいぐるみ等口や鼻を覆うようなものや首に巻き付くものは置かないこと。ベビーベッド等での嵌入や覆いかぶさりが発生しないような環境を作るよう努めること。実施事業者職員および利用者の母は、児をうつぶせ寝にしないよう注意する。必要に応じコットもしくはベビーベッド等に乳幼児用体動センサーを使用する。

また、児の周囲に誤飲の危険性があるものを配置しないこと。実施事業者が提供する玩具等については、使用前に破損等が無い点検する。

託児中において児の食事後や睡眠前に、実施事業者の職員が児の口の中に食べ物や異物がないことを確認する。

(3) 転落防止策

児の月齢や発達状況に応じ、ベビーベッドや段差、階段、窓等からの転落防止策を講じること。

(4) 熱傷防止策

調乳時のお湯によるやけどに注意するとともに、児の近くに電子ケトル等を配置しないこと。また、児の沐浴については、事前に湯の温度が適正か確認すること。

(5) 母の体調不良等による事故防止策

利用者の母の体調不良等に伴う転倒等による児の落下事故や母の怪我等を防ぐため、利用開始時及び定期的に母の心身の体調を確認し記録すること。母の体調不良が認められる場合は、託児による休息や病院の受診勧奨等、必要な対応をとること。また、継続的な支援の必要性が認められる場合は、市へ情報共有を行う。

(6) 感染症防止策

感染症の有無に関わらず産後ケア事業の利用者及び実施事業者職員等の関係者は、標準予防策（スタンダード・プリコーション）に則り、感染対策を行うこと。

(7) 火災、地震等の災害に関する安全対策

関連法規等を遵守するとともに、必要に応じ耐震化整備、非常用自家発電設備整備、水害対策強化等の整備に努めること。また、災害時の避難経路等について利用者へ予め説明すること。

定期的に避難訓練等、災害時を想定した訓練を実施し、災害に備えて必要な備蓄品を整備する。

なお、広域的な自然災害時の被害状況確認に用いるため、事前に所在市町村を通じ「児童福祉施設等災害時情報共有システム」に登録しておくこと。

(8) 防犯に関する安全対策

施設の実情に応じ、必要な防犯対策を講じる。特に利用者の居室や託児を行う部屋等は関係者以外が安易に立ち入れないような策を講じること。

(9) 個人情報保護

市及び実施事業者は、産後ケア事業に関する記録について、利用者の利用申請や面談内容、基礎情報やアセスメント内容、提供したケアの内容等を適切に記録し、保管すること。なお、収集した個人情報は個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱うこととし、個人情報の取扱いには十分に留意する。

利用者に関する書類や電子データは、施錠可能な場所で保管し、廃棄する際には復元不可能な処理を施す。

5 児を預かる場合の留意事項

産後ケア事業の中で、一時的に利用者の児を預かる場合、短時間であっても児のみの状況とならないよう留意するとともに、児の顔がみえる仰向けに寝かせ、乳幼児用体動センサーの利用の有無に関わらず、定期的に目視等で呼吸状態を観察すること。

事業者の施設において、母と別室で託児する場合に、一度に複数の児を預かる状況の際は、児の取り違えが発生しないよう適切な予防策を講じること。

6 虐待等と疑われる事案を確認した場合の対応

利用者の児が児童虐待を受けたと疑われる事案を確認した場合は、実施事業者は市に対して、把握した状況等を速やかに報告・相談すること。

また、産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事案について、実施事業者が虐待と確認した場合は、実施事業者は状況を正確に把握するとともに市に対して、把握した状況等を速やかに報告・相談し、今後の対応を協議すること。

7 緊急時（事故・災害の発生時）の対応体制

事故や災害等利用者の安全が脅かされる事象が生じた際は、誠意をもって、迅速に以下の対応をする。また、実施事業者は、日頃から緊急時における対応についてマニュアル等を整備し、緊急時の対応に備え、救急対応の実技講習等、職員に対し定期的に研修等を行うことが望ましい。

(1) 事故発生時

- ①実施事業者は利用者の症状に応じた処置を行う。必要時には、救急搬送を含む医療受診をする。できる限り、利用者の症状の急変等に緊急時に受け入れてもらう協力医療機関を選定しておくことよい。また、必要に応じ AED（自動体外式除細動器）を速やかに使用できるよう、設置場所や使用方法を事前に確認しておく。
- ②実施事業者は状況確認および事故等の発生について時系列で記録する。
- ③実施事業者は利用者及び家族へ事故等の事実を正確に説明する。
- ④実施事業者は緊急時の連絡体制に沿って、速やかに市へ事故等の報告をする。重大事案の場合、市は県及び国へ速やかに報告する。
 - (ア) 母子又は児が、8（3）①から③に該当する重大事案が発生した場合は、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和7年3月21日付けこ成安第44号・6教参学第51号）に基づき、直ちに市へ連絡をするとともに、原則事案発生当日（遅くとも翌日）には、教育・保育施設等事故報告書を用いて実施事業者から市へ報告し、市は県及び国に報告する。
 - (イ) 母のみに、8（3）①から③に該当する重大事案が発生した場合は、「産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について（依頼）」（令和7年3月21日付けこども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）に基づき、直ちに市へ連絡をするとともに、原則事案発生当日（遅くとも翌日）には、産後ケア事業事故等発生時報告様式を用いて実施事業者から市へ報告し、市は県及び国に報告する。
 - (ウ) 重大事案でない場合にも、8（3）④から⑧までの事案や重大事案になりかねないインシデントが発生した場合には、事故等対応経過報告書を用い速やかに市へ連絡すること。
- ⑤実施事業者は、事故等の発生により、安全な産後ケア事業の提供が困難となった場合は、他の利用者に対し誠実に状況を説明した上で安全が確保されるまで事業を中止すること。
- ⑥市は④（ア）（イ）の報告に対し、事故発生の要因分析や再発防止のための検証を「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（令和7年3月21日付けこ成安第45号・6教参学第52号）に基づき、所沢市特定教育・保育施設等重大事故再発防止検証委員会において行い、再発防止策を検討する。

また、④（ウ）の報告についても状況の確認及び事故等の要因分析や再発防止のための検証を行い、再発防止策を検討する。事故等の要因やインシデントの検証結果や再発防止策について、当該実施事業者へ指導するとともに、他の実施事業者へも必要な情報について情報共有する。

(2) 火災、地震等の災害発生時

- ① 実施事業者は利用者の安全の確保（避難路・避難場所への誘導）に努める。

※事前に避難場所を利用者へ説明すること
- ② 実施事業者は被害状況を確認する。
- ③ 実施事業者は被害状況等について関係機関等へ連絡する。

※地震や大雨等の広域的な自然災害の場合は、「児童福祉施設等災害時情報共有システム」上においても報告を行うこと。
- ④市は災害発生時には、実施事業者へ施設の被害状況の確認や利用者の有無、被害状況を確認する。

8 緊急時の連絡体制

産後ケア事業を実施中に事故・災害の発生等緊急事態が生じた際は、必要な処置を講じた上で、直ちに市へ連絡する。

(1) 開庁時間内（平日 8：30～17：15）の連絡先

所沢市こども家庭センター 04-2991-1817 又は 04-2991-1820

(2) 閉庁時の場合の連絡先

所沢市代表連絡先 04-2998-1111

※「産後ケア事業の事故発生のため、こども家庭センターと連絡を取りたい」と伝え折り返しの連絡先を伝える。その後、こども家庭センターからの折り返しの電話で報告する。

(3) 報告の対象となる主な事故内容

- ① 死亡事故
- ② 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- ③ 治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故
- ④ 利用者が医療受診の必要がある。

※医療受診の必要がない場合でも、利用者が怪我等をした際には市へ報告する。

- ⑤ 利用者が施設からいなくなった。
- ⑥ 個人情報の漏洩が発生した。
- ⑦ 火災・災害等の緊急事態が生じた。
- ⑧ その他、報告が必要と判断した場合。

(4) 以下の事案別の所定の書式を使用して報告書を作成し、所沢市こども家庭センターに提出する。

なお、事故等の処理や損害については、業務委託契約約款及び所沢市産後ケア事業業務委託仕様書に基づき対応するものとする。

所沢市こども家庭センター メールアドレス b9911817@city.tokorozawa.lg.jp

FAX 04-2995-1178

- ① 母子又は児に、8（3）①②③の重大事案が発生した場合は、【別添1】「教育・保育施設等事故報告書」を用いる。
- ② 母のみに、8（3）①②③の重大事案が発生した場合は、【別添2】「産後ケア事業事故等発生時報告様式」を用いる。
- ③ その他の場合は、【別添3】「事故等対応経過報告書」を用いる。

9 参考資料

(1) 産後ケア事業の実施について（令和7年3月26日こ成母第228号）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0ac0f291-e4c2-475d-83fe-f1c39a6e551e/9691c745/20250408_policies_boshihoken_tsuuchi_2025_21.pdf

(2) 産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン（令和7年3月）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0ac0f291-e4c2-475d-83fe-f1c39a6e551e/7f1bd23e/20250404_policies_boshihoken_tsuuchi_2025_18.pdf

(3) 令和7年3月21日付事務連絡「産後ケア事業における安全管理の推進について（依頼）」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0ac0f291-e4c2-475d-83fe-f1c39a6e551e/640a5bec/20250327_policies_boshihoken_tsuuchi_2025_11.pdf

(4) ①令和7年3月21日付事務連絡「産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について（依頼）」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4dfcd1bb-0eda-4838-9ea6-778ba380f04c/69d26990/20230401_policies_boshihoken_tsuuchi2023_01.xlsx

②別添1 教育・保育施設等における事故の報告等について

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0ac0f291-e4c2-475d-83fe-f1c39a6e551e/8d31362e/20250327_policies_boshihoken_tsuuchi_2025_13.pdf

③別添2 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0ac0f291-e4c2-475d-83fe-f1c39a6e551e/faa6d0bb/20250327_policies_boshihoken_tsuuchi_2025_15.pdf

④別添3 産後ケア事業事故等発生時報告様式

https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.cfa.go.jp%2Fassets%2Fcontents%2Fnode%2Fbasic_page%2Ffield_ref_resources%2F0ac0f291-e4c2-475d-83fe-f1c39a6e551e%2F9dd9daa3%2F20250327_policies_boshihoken_tsuuchi_2025_16.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK

教育・保育施設等事故報告書

ver.5
(表面)

基本情報								
事故報告回数				施設・事業所名称				
事故報告年月日				施設・事業所所在地				
事故報告自治体 (都道府県・市区町村)				施設・事業所代表者等				
施設・事業所種別				施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)				
認可・認可外の区分				施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)				
事故に遭ったこどもの情報								
こどもの年齢(月齢) (放課後児童クラブは年齢のみ選択)				こどもの性別				
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)				所属クラス等 (放課後児童クラブはこどもの学年を選択)				
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)								
事故発生時の状況								
事故発生年月日				事故発生時間帯				
事故発生場所				事故発生クラス等				
事故発生時のこどもの人数				事故発生時の 教育・保育等従事者数			うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放 課後児童支援員・助産師等	
事故発生時のこどもの人数 の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	その他
事故発生時の状況								
事故の誘因								
事故の転帰								
(死亡の場合)死因								
(負傷の場合)受傷部位								
(負傷の場合)負傷状況								
診断名、病状、病院名	診断名							
	病状							
	病院名							
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)								
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)								

第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。

第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。

第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。

直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。

意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。

「(負傷の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害

(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。

産後ケア事業については、「事故発生時の状況」に母の年齢、母子同室の有無を記載すること。また、母親等のみに事故が起こった場合は、「産後ケア事業等発生時報告様式」(「産後ケア事業における重大事案等発生時の報告様式等について(依頼)」(令和7年3月21日付、子ども家庭庁成育局母子保健課事務連絡)別添3)で報告してください。

記載欄は適宜広げて記載してください。

教育・保育施設等事故報告書

ver.5
(裏面)

ソフト面				
事故防止マニュアル		具体的内容		
事故防止に関する研修		実施頻度 (回/年)		具体的内容
職員配置		具体的内容		
その他の要因・分析・特記事項				
改善策【必須】				

ハード面				
施設の安全点検		実施頻度 (回/年)		具体的内容
遊具の安全点検		実施頻度 (回/年)		具体的内容
玩具の安全点検		実施頻度 (回/年)		具体的内容
その他の要因・分析・特記事項				
改善策【必須】				

環境面				
教育・保育等の状況		具体的内容		
その他の要因・分析・特記事項				
改善策【必須】				

人的面				
対象児の動き		具体的内容		
担当職員の動き		具体的内容		
他の職員の動き		具体的内容		
その他の要因・分析・特記事項				
改善策【必須】				

自治体コメント【必須】				
(自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)				

【施設・事業所別の報告先】				
<p>特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。)</p> <p>こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係 (ninkagaihokushisetsu.shidou@cfa.go.jp)</p> <p>幼稚園、幼稚園型認定こども園</p> <p>文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係 (anzen@mext.go.jp)</p> <p>文部科学省初等中等教育局幼児教育課 (youji@mext.go.jp)</p> <p>特別支援学校幼稚部</p> <p>文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係 (anzen@mext.go.jp)</p> <p>文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 (toku-sidou@mext.go.jp)</p>	<p>放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)</p> <p>こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係 (seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp)</p> <p>子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業</p> <p>こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係 (seiikukankyou.katei@cfa.go.jp)</p> <p>子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係 (seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp)</p> <p>乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)</p> <p>こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係 (hoikuseisaku.newkyuufu@cfa.go.jp)</p> <p>産後ケア事業</p> <p>こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係 (boshihoken.kakari@cfa.go.jp)</p>			

【全施設・事業所共通の報告先】				
消費者庁消費者安全課 (i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)				

【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。
裏面の記載事項は、大半部分を公表する予定であるため、個人情報(対象児氏名、搬送先病院名等)は記載しないでください。

産後ケア事業 事故等発生時報告様式

第 報

- 死亡事故 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) 報告年月日 年 月 日
- 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
- ・*は実施がある場合に記入してください。
 ・水色のセルはプルダウンより選択してください。

施設情報	施設名				施設設置者 (社名・法人名・自治体名等)			
	施設所在地				代表責任者			
	産後ケア事業管理者				利用者の総定員(産婦)	名		
	実施事業形態 (該当するものすべてに✓)	<input type="checkbox"/> 短期入所(ショートステイ)型 <input type="checkbox"/> 通所(デイサービス)型 <input type="checkbox"/> 居宅訪問(アウトリーチ)型						
	*直近の指導監査	年 月 日			緊急対応マニュアル等の有無			
利用者情報	利用者居住市町村名					他受託市町村名		
	母の年齢	歳	子どもの月齢	か月 日	子どもの性別			多胎児の場合は✓
事故発生時の状況等	利用開始月日	月 日	利用予定期間	泊 日	利用形態			
	事故発生日時	年 月 日 時 分			受傷、発症または死亡した者	(その他の場合)		
	事故発生の経緯 ※別途任意様式での作成も可	(利用開始時からの健康状態、母子同室の有無を含む事故発生時の状況、事故発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、第2報以降で追加等すること)						
	事故発生時の職員体制	産後ケア事業従事職員数		名	うち助産師・看護師・保健師	名		
	事故発生時該当者以外の利用者的人数	産婦		名、	児	名、	その他 ()	名
	施設で講じた再発防止策 ※別途任意様式での作成も可							
	病状・死因等 (既往歴)	【診断名】				(負傷の場合)受傷部位		
【病状】 (症状の程度)								
【既往症】					事故の転帰			
特記事項								
市町村の対応等※	事故把握日時	年 月 日 時			緊急対応マニュアル等の有無			
	当該施設の事業継続状況				(休止の場合)期間			
	講じた再発防止策							
都道府県の対応等	都道府県としての対応							

※市町村の対応経過については、別添として任意様式で作成し、本報告と併せて提出をお願いします。

- ・ 報告は事業者から利用者居住市町村→施設所在都道府県を経由して国に報告してください。施設所在市町村と委託元市町村が異なる場合は、当該市町村間で協議・連携しながら対応してください。
- ・ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。
- ・ 発生時の状況等については、施設で記載できない部分については、市町村が適宜記載を補ってください。
- ・ 記載欄は適宜広げて記載してください。
- ・ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。
- ・ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、ベビーベッド等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
- ・ 報告内容については、国の研究事業等で分析を行い、個人が特定されない形で公表される可能性があります。

市町村担当者

所属・役職

連絡先
(電話)

(E-mail)

所沢市産後ケア事業 事故等対応経過報告書

第1報日時		第2報日時		
施設情報	施設名	代表責任者		
	施設所在地	本件担当者		
	連絡先	連絡先2		
	実施型	<input type="checkbox"/> 宿泊型 <input type="checkbox"/> デイサービス型		
利用者情報	氏名(母)	生年月日(年齢)	年 月 日	
	氏名(児)	生年月日(年齢)	年 月 日	
	住所			
	利用日	利用形態		
事案時の概要	事故等発生(覚)日時	年 月 日	時 分	受傷、発症した者
	事故等発生(覚)場所			
	概要 (事故等の内容)	※事故等の内容(外傷・病院受診、失踪、個人情報漏洩、災害等)について具体的に記載する。		
	事故等の原因			
	施設で講じた 再発防止策			
対応経過	日時	対応内容		